

8. 介護保険料にかかる給付費等の見込み

(千円)

	第9期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護保険給付費	1,335,925	1,359,270	1,379,698

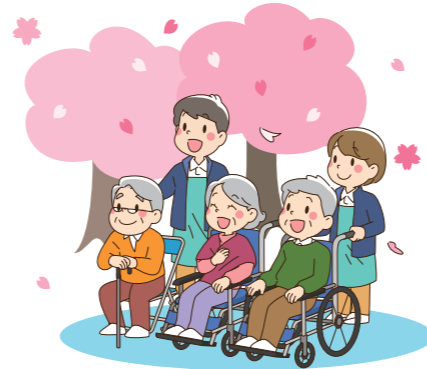
9. 第9期介護保険料 一覧表

所得段階	対象者	保険料調整率	保険料(円)	
			年額	月額
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.455 (0.285)	36,254 (22,709)	3,021 (1,892)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.685 (0.485)	54,581 (38,645)	4,548 (3,220)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.69 (0.685)	54,979 (54,581)	4,581 (4,548)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	71,712	5,976
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の方	1.00	79,680	6,640
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	95,616	7,968
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	103,584	8,632
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	119,520	9,960
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	135,456	11,288
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	151,392	12,616
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	167,328	13,944
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	183,264	15,272
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	191,232	15,936

※()は公費投入による軽減措置後の保険料率・保険料額

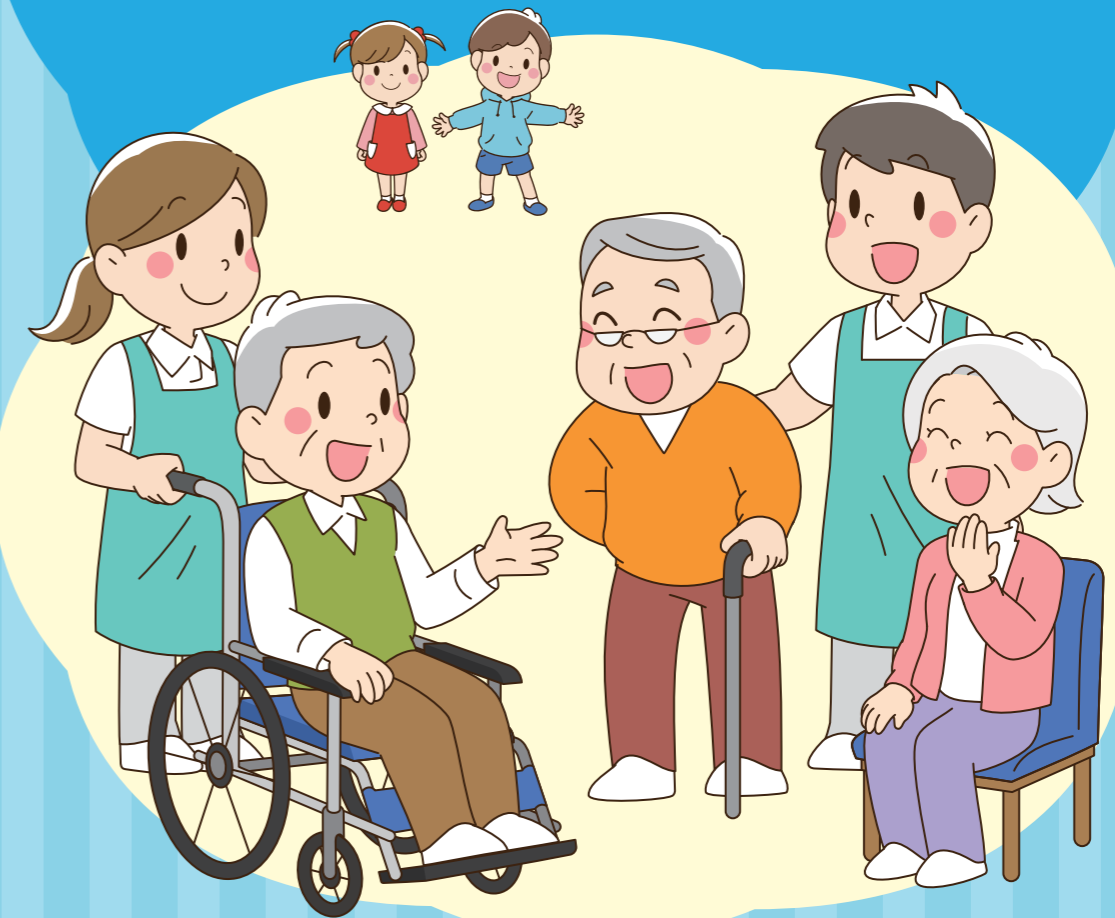
介護や高齢者に関する相談窓口

- 大崎上島町地域包括支援センター(木江保険福祉センター内) ☎0846-67-0022
- 大崎上島町役場
 - 木江支所 福祉課介護保険係 ☎0846-62-0301
 - 大崎支所 住民課大崎窓口係 ☎0846-64-3511
 - 本庁住民課 ☎0846-65-3113
- 大崎上島町社会福祉協議会 ☎0846-62-1718
- 居宅介護支援事業所おおさき ☎0846-67-5030
- みゆき居宅介護支援事業所 ☎0846-65-3980
- 大崎上島町社協居宅介護支援事業所 ☎0846-62-1255



概要版

大崎上島町 高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画



大崎上島町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(概要版)

発行/令和6年3月
 広島県大崎上島町
 〒725-0401 広島県豊田郡大崎上島町木江4968
 TEL(0846)62-0301 FAX(0846)62-0304



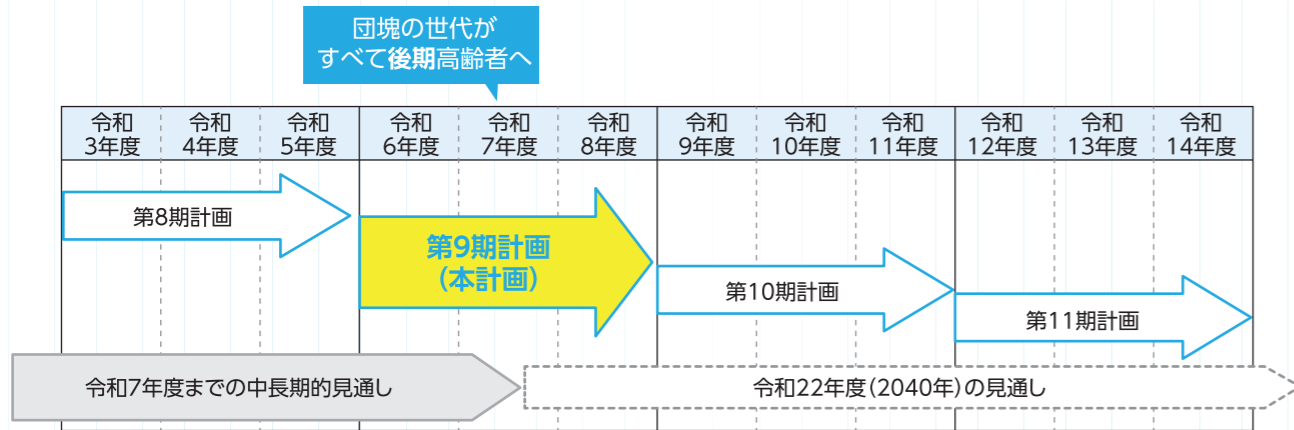
令和6年3月
大崎上島町

1. 計画の趣旨

- 国は「地域包括ケアシステム（地域における住まい・介護・医療・予防・生活支援の一体的提供）」実現のための方向性を継承しつつ、取組を本格化しており、現役世代が急減し、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える2040年（令和22年）をとらえた取組が重要となっています。
- 本町では高齢化が高い水準で続くなか、高齢者を取り巻く状況に応じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくための仕組みづくりをさらに進めていくことが重要な課題となっています。これまでの取組を拡充し、大崎上島町版地域包括ケアシステムを一層推進するため、本計画を策定し、推進します。

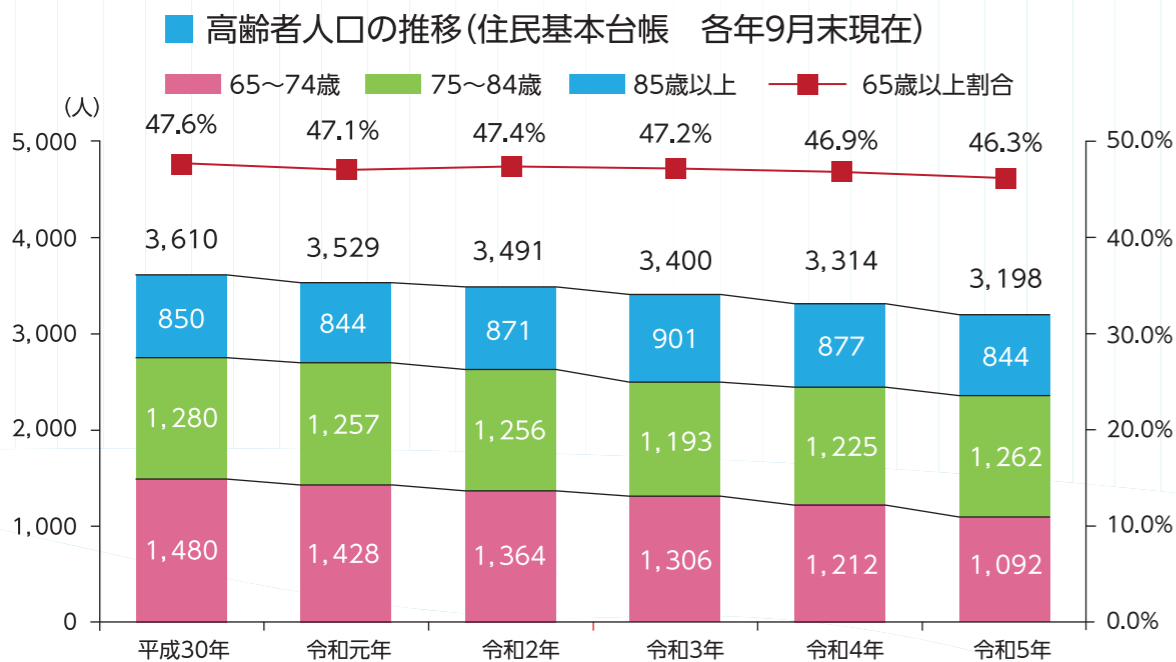
2. 計画期間

- 計画期間は、令和6年度から8年度までの3か年計画です。介護保険料は財政の安定を図るため3年毎に見直すこととされており、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画をあわせて見直します。



3. 高齢者を取り巻く状況

- 高齢者人口は微減しており、令和2年以降は3,500人を下回り、令和5年は3,198人となっています。年齢区分では、65～74歳と75～84歳が減少して、令和4年にそれぞれ1,200人台となっています。85歳以上は令和3年以降減少し、令和5年は844人です。65歳以上割合は令和3年までは47%台でしたが、令和5年は46.3%となっています。
- 推計高齢者人口は、令和6年は3,157人、令和8年は2,998人に微減する見込みです。

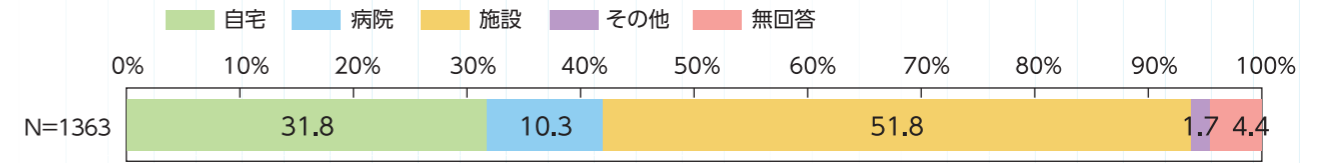


4. アンケートからみられる状況・課題

(1) 介護が必要になった時の暮らしの希望

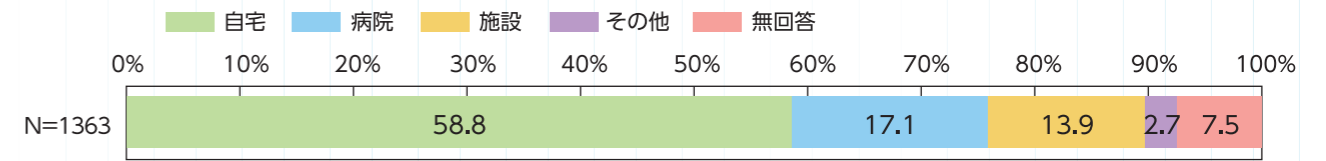
- 認知症で介護が必要になった場合に暮らしたい場所については、「施設」が多いものの、「自宅」と回答した割合は前回を上回っています。

認知症で介護が必要な時に暮らしたい場所



- 人生の最期を迎えたい場所については「自宅」が過半数を超えています。

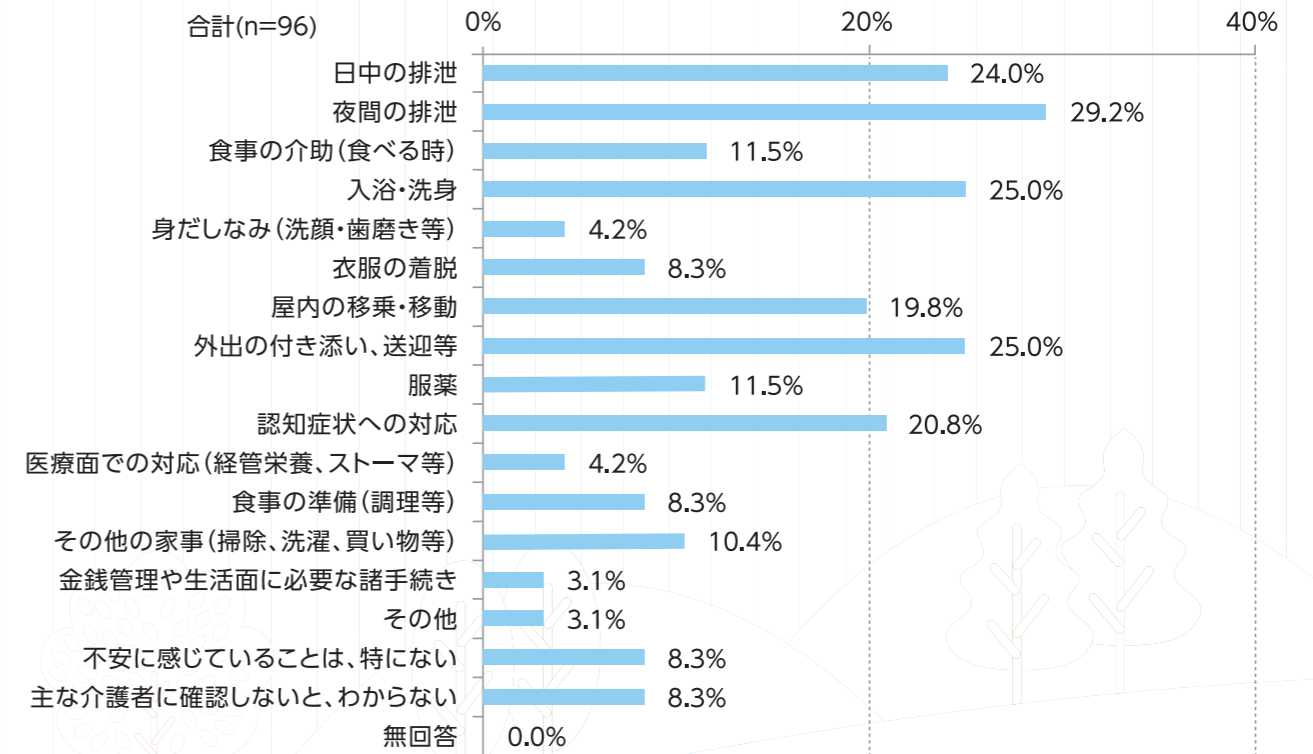
人生で最後を迎えたい場所



- これまでも看取りについての啓発を実施しており、人生の最期を自宅で迎えたいという意思がみえるようになってきていると感じられますが、家族に迷惑をかけたくないという思いもみられます。町内で終末期を過ごせる環境づくりをさらに進めていく必要があります。

(2) 介護者が不安に感じる介護

- 介護者が不安に感じる介護については、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」、「外出の付き添い、送迎等」、「日中の排泄」、「認知症状への対応」などで2割を超えています。



- 介護者の不安に感じる介護の回答は多く、要介護認定者等の心身の状態や介護の必要性の変化による影響も考えられることから、介護者の困りごとに寄り添い、柔軟に相談などに対応できるような環境づくりが必要です。

5. 高齢者施策の取り組むべき課題

第8期計画の各種施策の実施状況を点検し、今後取り組むべき課題を整理します。

課題 自立支援・重度化防止に向けた健康維持・介護予防の一体的推進

- 高齢化率が高い水準となっており、医療や服薬指導が必要な高齢者の増加が見込まれることから、健康維持と介護予防をより一体的に推進し、自立支援と重度化予防に取り組んでいくことが課題です。
- 介護予防の必要性が高い高齢者や閉じこもり等何らかの支援が必要な高齢者等を早期に発見・介入し、参加を促す仕組みづくりが必要です。

課題 高齢者の元気を地域に活かす仕組みづくり

- 働いている高齢者も多い状況ですが、生活の質の向上を図り、元気な高齢者を増やし、社会参加を促進するためには、主体的に外出しやすい環境づくりを進める必要があります。地域で活躍できる場等をつくって様々な活動に関わってもらったり、高齢者が高齢者を見守る活動など、仕組みづくりが求められます。

課題 地域包括ケアシステムの深化に向けた機能強化の推進

- 地域ケア会議等により明らかになった課題について、解決につなげるための福祉サービスの充実や課題を抱える高齢者に専門職が関わることができる体制を構築する必要があります。
- 相談支援窓口の周知や福祉サービスについては情報提供を継続して行い、実施していることなどを周知していくことも必要です。
- 認知症については、高齢者本人・家族にとって不安は継続して大きいものです。認知症への早期診断・早期対応、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の取組、地域の見守り、チームオレンジの推進など、「認知症ケアパス」を更新しながら、関係者の連携による総合的な認知症施策の推進が求められます。

課題 住み慣れた地域での生活を継続するための支援

- 高齢化が進行していく中で、生活課題に応じた既存の資源の拡充、強化と新たな資源の発掘が必要です。人生会議やACPノートの普及啓発の継続、独り暮らしで緊急時に家の鍵を預かってもらう方がいない高齢者への対応や高齢者がより使い勝手の良い緊急通報システムへの見直しの検討などが必要です。
- 移動や買い物などちょっとした生活支援施策の課題とあわせて、住民参加型支えあい活動の仕組みを構築していくことが重要な課題となっています。
- 介護福祉人材の不足が叫ばれるなか、介護支援専門員（ケアマネジャー）の確保と介護予防の意識を高めるための研修やケアプラン点検等も継続して実施していく必要があります。
- 介護給付については随時点検し、給付の適正化を図っていくことが重要です。



6. 計画の施策体系

基本理念・基本目標

高齢者が安心して生き生きと暮らせる 大崎上島町を目指して

自立支援・重度化防止で
生き生き暮らす

地域包括ケアの中で
安心して暮らす

介護保険を利用しながら
自立して暮らす

施策の展開

基本施策 ①

健康維持・
介護予防の
推進

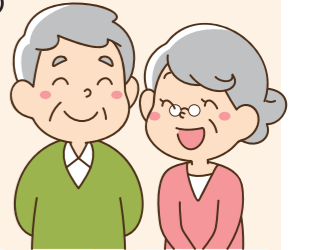
- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- (2) 健康づくりと介護予防の一体的な推進
- (3) 健康支援の推進



基本施策 ②

生きがい
づくりと
社会参加の
推進

- (1) 各種活動の支援と
高齢者の社会参加の
場の拡充



基本施策 ③

地域包括
ケアシステム
の深化・推進

- (1) 地域包括支援センター機能の充実
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 生活支援体制づくりの推進
- (4) 認知症対策の総合的推進
- (5) 権利擁護支援の推進



基本施策 ④

住み慣れた
地域での生活
の支援

- (1) 生活支援・福祉サービスの推進
- (2) 見守り・支え合い活動の充実
- (3) 介護を支える
サービスの推進
- (4) 安心・安全のまちづくりの
推進



基本施策 ⑤

介護サービス
の充実・提供
体制の維持

- (1) 介護保険サービスの充実
- (2) 介護保険の円滑な運営に向けた取組
- (3) 介護福祉人材の確保・育成支援



7. 介護保険事業及び高齢者福祉の主なサービス・施策内容

基本施策 ① 健康維持・介護予防の推進の施策

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 訪問型サービス(要支援者への家事援助など訪問して支援するサービス)
- 通所型サービス(要支援者のデイサービス)
- 介護予防ケアマネジメント(介護予防サービスのケアプランの作成・相談など)

(2) 健康づくりと介護予防の一体的な推進

- 介護予防把握(基本チェックリストの実施)
- 介護予防普及啓発(介護予防学習会、運動や脳トレ等の介護予防教室の実施)
- 地域介護予防活動支援(高齢者巡回相談員、介護支援ボランティア活動等)
- 地域リハビリテーション活動支援(いきいき百歳体操活動の支援など)
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業(高齢期の健康管理など)
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した自立支援・介護予防事業の充実(高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取組、介護予防、健康づくり等に資する取組の充実を図る)

(3) 健康支援の推進

- 生活習慣病対策(脂質異常症対策、エンジョイ健康セミナー)
- がん対策
- こころの健康相談・自殺予防(健康教育や健康相談、ゲートキーパー研修会)
- 食育の推進(老人クラブやサロンでの講話等)
- 口腔ケアの推進
- 感染症対策(予防接種、ワクチン接種等)

基本施策 ② 生きがいづくりと社会参加の促進

(1) 各種活動の支援と社会参加の場の拡充

- 老人クラブ活動
- 生涯学習及びスポーツ・レクリエーション活動(総合型地域スポーツクラブ等)
- 高齢者の社会参加の場の拡充(町内福祉施設でのボランティア活動)

基本施策 ③ 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括支援センター機能の拡充

- 総合相談支援(地域包括支援センターの相談窓口)
- 地域ケア会議(関係者調整会議)

(2) 在宅医療・介護連携の推進

- 入退院支援
- 日常の療養支援
- 急変時の対応
- 人生の最終段階(看取り)
- 地域への啓発と環境づくりの推進(「人生の彩ノート」の普及啓発)

(3) 生活支援体制づくりの推進

- 生活支援コーディネーターによる地域支え合い活動

(4) 認知症対策の総合的推進

- 普及啓発・本人発信支援(認知症サポーターの養成、認知症カフェの開催)
- 予防(備え)(認知症に対する理解と認知機能低下予防プログラム学習会の実施)
- 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加
- 認知症の人の社会参加支援(認知症サポーター養成講座、チームオレンジ活動の実施)

(5) 権利擁護支援の推進

- 成年後見制度利用促進
- 日常生活自立支援事業(日常生活自立支援事業(かけはし)の実施)
- 高齢者虐待防止の取組

基本施策 ④ 住み慣れた地域での生活の支援

(1) 生活支援・福祉サービスの推進

- 生活管理指導短期宿泊事業
- 配食サービス事業
- 緊急通報体制等整備事業(あんしん電話)
- 外出支援サービス事業
- 日常生活用具給付・貸与
- シニアカー購入費助成事業
- 養護老人ホームへの入所措置
- 各種貸付制度
- 高齢者向け住まいの紹介

(2) 見守り・支え合い活動の充実

- ふれあいサロン
- よってみんさい屋
- 住民参加型在宅福祉サービス等

(3) 介護を支えるサービスの推進

- 家族介護用品支給事業
- 家族介護慰労金支給事業
- 介護離職ゼロへの取組(介護者支援)

● 安心・安全まちづくりの推進

- 安全対策の推進(防災対策、地域安全活動)
- 移動手段の拡充(外出支援・おと姫バス等)

基本施策 ⑤ 介護サービスの充実・提供体制の維持

● 介護保険サービスの充実

● 介護保険の円滑な運営に向けた取組

- 介護給付適正化の促進(ケアプランチェック等)

● 介護福祉人材の確保・育成支援

- 介護福祉人材の育成・定着

